

三石台区自治会規約

三石台区自治会

(平成25年4月7日 改定)

第1章 総 則

第1条（名称及び事務所）

本会は、三石台区自治会と称し、事務所を区長宅に置く。

第2条（目 的）

本会は、地域における日常生活の共通課題の解決に自主的に取り組み、各自治会の協調を図り、相互の親睦と共通の福祉の増進に務め、明るく健康的な住環境の整備を目指し、より豊かで快適な地域社会の実現を図ることを目的とする。

第3条（事 業）

本会は、前条に定める目的を達成するために、必要に応じて専門部等を設置するなどして事業を行う。

2. 専門部に係わる規約等は別に定める。

第2章 組 織

第4条（構成）

三石台区自治会は、三石地区に所在する自治会を単位として構成する。

2. 本会は、三石台二丁目、三・四丁目、壺番館、弐番館、参番館、五番館、サンロード、シャルマンフジ、グリーンバレー、一丁目の各自治会で構成する。

第5条（区役員の定数及び任務）

本会に、次の区役員を置き任務は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 区 長 1名 区長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副区長 3名 副区長は、区長を補佐し区長に事故あるときは、会務を代行する。
- (3) 書 記 3名 書記は、総会・役員会の進行・記録ならびに庶務事務一般を担当する。
- (4) 会 計 1名 会計は、本会の経理を担当する。
- (5) 会計監査 2名 会計監査は、本会の経理を監査し、総会に報告する。
- (6) 顧 問 若干名 顧問は、区役員の相談を受ける。

第6条（区役員の選出方法）

区役員は、本会で選出し総会において選任する。

2. 区役員(顧問を除く)は、各自治会より1名選出する。
3. 区長は、三石台区自治会を構成する各自治会の順番制とする。
4. 区長の順番は、三・四丁目、二丁目と一丁目、壺番館、式番館、参番館、五番館、サンロード、シャルマンフジとグリーンバレーの8単位とする。8単位において総会の3ヶ月前までに区長候補が選任できない場合、全自治会長の推薦があれば、区長の再選を妨げない事とする。
5. 同一区長の最長任期は5年間とし、6年目の再選は認めない。
6. 顧問は、元区長又は元副区長にあった者が区長の指名によりその職に当たる。

第7条 (区役員の任期)

区役員の任期は、4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

但し、再任は妨げない。

2. 区役員としての任期は、前項に定めるほか、後任者が選出されるまでの間、その職にあつてその任を負うものとする。
3. 区役員に欠員が生じた場合には、区長は、補欠区役員を選出するものとする。補欠選出された区役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会及び自治会長会議

第8条 (総会)

総会は、本会の最高決議機関であつて、区役員・各自治会長(通常総会に於いては旧自治会長)及び各自治会から選出された代議員で構成する。

第9条 (総会の種類)

総会は、通常総会と臨時総会に区分する。

- 2 通常総会は、毎年事業年度終了1カ月以内に、区長が招集して開催する。
- 3 臨時総会は、区役員が必要と認めたとき、又は、本会を構成する自治会の3分の1の自治会からその目的を明示した書面により総会開催の請求が区長宛にあつたとき、1カ月以内に区長が招集して開催する。

第10条 (総会の議長)

総会の議長は、総会出席者の推挙により選出する。

第11条 (議決方法)

総会は、代議員の過半数の出席をもつて成立する。

2. 議決は、出席した代議員の過半数の賛成をもって決定する。
賛否同数の場合は議長が決する。

第12条（議事録）

総会の議事について、議事録を作成する。

2. 三石地区に居住する者は、議事録の閲覧及び回覧を求めることができる。

第13条（代議員）

代議員は、各自治会を一単位として選出する。

2. 各自治会が選出する代議員の数は、各自治会の毎年1月1日現在の自治会加入世帯数により下記（ ）内の数を次年度の定数とする。

100世帯未満（3） 100世帯以上～200世帯未満（4）

200世帯以上～300世帯未満（5） 300世帯以上（6）

3. 代議員の任期は、4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。
但し、再任は妨げない。

4. 任期途中で欠員が生じた場合は、補選する。

但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第14条（自治会長会議及び議決方法）

自治会長会議は、第5条に定める(1)ないし(5)の区役員並びに各自治会長をもって構成する。

- 2 自治会長会議は、本会の会務執行機関である。
- 3 自治会長会議は、区長が招集し開催する。
- 4 自治会長会議の議長は、区長又は3名の副区長のうちいずれかが当たる。
- 5 自治会長会議は、構成員の過半数をもって成立する。
- 6 自治会長会議の議決は、出席した構成員の過半数の賛成をもって決定する。
賛否同数の場合は議長が決定する。
- 7 自治会長会議の議決は、各自治会の議決に優先する。

第4章 事業及び会計

第15条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第16条（事業実施方法）

本会の事業実施方法は、総会の決議によるほか自治会長会議で決定する。

第17条（事業計画及び予算）

事業計画及び実行予算は、年度毎に自治会長会議の議決を経て区長が作成し通常総会に提案し承認を得なければならない。

第18条（会計）

本会の経費は、行政事務委託料・寄付金その他の収入でまかなう。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
3. 区役員の報酬は、区長 120,000 円、副区長・会計・書記・会計監査・顧問各 30,000 円とする。
4. 会計は、毎年1回以上監査を受けなければならない。

第19条（会計報告）

区長及び会計は毎年度終了後1カ月以内に、次の書類を作成のうえ、監査を受け、自治会長会議並びに通常総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 財産目録

第5章 その他

第20条（慶弔）

慶弔のうち、弔事に関しては三石台区自治会 弔事対応規定に則って行なうこととし、慶事の対応が生じた場合は、区役員において適宜決定する。

第21条（施行規則）

本会の規約施行に必要な事項は、自治会長会議において定める。

第22条（規約の改正）

本会の規約の改定若しくは変更を行うときは、自治会長会議の審議を経て総会（通常総会又は臨時総会）に諮り、代議員の過半数の賛成を得て行う。

付 則

この会則は、平成 9年4月1日より施行する。

平成13年4月8日	改定
平成14年4月7日	改定
平成15年4月6日	改定
平成19年4月7日	改定
平成21年4月5日	改定
平成24年4月8日	改定
平成25年4月7日	改定

